

## 令和2年9月（第3回）定例会 文教民生委員会委員長報告

ただいま議題となりました議案第87号宇部市体育施設条例中一部改正の件外9件について、付託されました文教民生委員会の審査の結果及び審査の概要を御報告申し上げます。

まず、審査の結果ですが、議案第87号、第90号、第93号及び第96号から第98号までの6件については全会一致をもって、第88号、第89号、第91号及び第92号の4件については賛成多数をもって、本日お手元に配付の委員会審査報告書に記載のとおり可決すべきものと決定しました。

それでは、審査の概要について申し上げます。

まず、議案第88号宇部市印鑑の登録及び証明に関する条例中一部改正の件についてです。

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部改正に伴い、所要の整備を行うものです。

本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げますと、このたびの条例改正により、印鑑登録証明書の交付手続の変更が加えられる点があるかただしたところ、当該条例改正の内容は、省令の名称変更に伴う所要の整備であり、印鑑登録証を提示しなくてもマイナンバーカードを使用することで、市の窓口やコンビニエンスストア等で印鑑登録証明書を取得できることに変わりはないとのことでした。

以上のような質疑の後、討論の場において、そもそもデジタル手続法の施行自体がマイナンバーカードへの移行促進を図るためのものであり、個人情報保護や人権保護の観点から容認できるものではないと考えることから、本案には反対するとの討論がなされました。

この後行った採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、本案は賛成多数をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第89号宇部市手数料徴収条例中一部改正の件についてです。

これは、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律により、通知カードが廃止されたことに伴う整備その他所要の整備を行うものです。

本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げますと、デジタル手続法の規定により、本年5月25日にマイナンバー通知カードが廃止されたが、当該日以降、通知カードの再交付や記載事項の変更等はできないのかただしたところ、再交付や変更等はできない。ただし、記載事項に変更がなければ、マイナンバーを証明する書類として使用することは可能であるとのことでした。

本案については、質疑の後、討論の場において、デジタル手続法自体がマイナンバーカードの取得や利用促進を図るものであり、個人情報の漏えいが危惧されることから、本案には反対するとの討論と、マイナンバーカードを普及させるために必要な条例改正であることから、本案に賛成するとの討論がなされました。

この後行った採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、本案は賛成多数をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第91号宇部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正の件についてです。

これは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を行うものです。

本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げますと、このたびの条例改正による保育現場への影響についてただしたところ、本市の小規模保育事業所6カ所全てにおいて、卒園後の受入先となる連携施設が確保されていることから、保護者は安心して保育事業所を利用できる状況である。そのため、本条例の改正によって、本市の保育業務に支障を来すことはないと考えているが、今後も現場を注視しながら、きめ細かな対応に努めたいとのことでした。

以上のような質疑の後、討論の場において、現状では、小規模保育事業所卒園後の受皿は用意されているとのことであるが、条例上、連携施設の確保に係る緩和規定を設けることは、今後、利用者にとって不利益が生じる可能性があることから、本案には反対するとの討論がなされました。

この後行った採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、本案は賛成多数をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第96号工事請負契約締結の件(宇部市環境保全センター(ごみ処理施設)基幹的設備改良工事)についてです。

これは、宇部市環境保全センター(ごみ処理施設)基幹的設備改良工事に係る請負契約の締結について、市議会の議決を求めるものです。

それでは、本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げます。

まず、本契約に至る手順についてただしたところ、当該工事の請負に係る上限額の設定について、昨年10月に、流動床式ガス化溶解炉を取り扱うプラントメーカー6者に仕様書を示して見積りを依頼し、1者から回答を得た。その上で、本年5月から当該工事に係る公募型プロポーザルを実施し、審査の結果、応募があった1者を優先交渉権者として、このたび随意契約を行おうとするものであるとのことでした。

次に、当該施設建設時の総工費が約120億円であるのに対して、このたびの設備改良工事にその3分の1である約38億円を要することとなっているが、この金額は適切なものかただしたところ、本工事においては、仕様書作成の段階からコンサルタント業者を加えて、市とともに見積額等を十分に精査しており、適正なものと判断している。また、工事費のうちの約3分の2は、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金や一般廃棄物処理事業債を活用することから、本市の実質負担額は約3分の1の13億7,000万円になると見込んでいるとのことでした。

次に、当該施設は最低でも今後10年間は使用していくとのことであるが、その後は、現在の焼却方式と異なるものを検討しているかただしたところ、次期ごみ処理施設については、検討すべき時期が到来しているとの認識から、来年度には、ごみ処理施設の検討委員会を設置することとしている。そこでの検討に際しては、適正な施設規模や環境負荷対策、効率的運営の観点からPFIの活用や広域処理など、幅広い視点から検討する。

また、これまで議会から提案されたトンネルコンポスト方式など、新しい処理方式についても研究したいと考えているとのことでした。

以上のような質疑の後、採決を行った結果、冒頭申し上げましたとおり、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程において、一部委員から、当該施設の改良工事に多額の経費を投入することはやむを得ない措置であると考えるが、今後10年間の支出をできる限り削減するため、施設の運営や維持管理を長期的かつ包括的に民間事業者へ委託する「長期責任委託方式」などについて、早急に検討されたいとの要望がなされたことを申し添えます。

以上が、本委員会における審査の概要です。

その他の議案等につきましては、本席から特に御説明申し上げる事項はありません。

よろしく御審議くださるようお願いし、文教民生委員会の報告を終わります。